

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天城町長 森田 弘光

市町村名 (市町村コード)	天城町 (46531)	
地域名 (地域内農業集落名)	与名間地区 (与名間集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は畑総事業が入っていないため、小さい面積の農地が散在しており、作業効率が悪い所が多い。
- ・小さい集落だが、借用出来る農地が殆どなく、隣町の農地を活用している現状にある。
- ・貸し手の登記名簿変更がなされていないため農地中間管理事業の活用が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物であるサトウキビを中心に飼料作物が主に作付けされており、品質や収量を向上させ農業収入の増加を図る。
後継者不足による農業経営の規模縮小が予想されるが、担い手や親戚等に委託して畑の管理を補って行くため、現在と変わらない状態で農地の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地を農業上利用が行われる区域とし、住宅地との間にある農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が耕作している農地については、可能な限り農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用予定なし。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落で話し合いを行い要望があり、同意を得られれば申請を行い農地の利便性向上と農作業の効率化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手、新規就農者の確保に努めるとともに、若い人への農地の集積に努め、地域の農業発展・向上を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
さとうきびハーベスタ組合による収穫作業や管理作業等を委託することで、農作業の効率化、労力軽減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が拡大しないように関係機関が連携し、効率的な対策を実施する。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地や農道の保全・管理を行う。